

# 2026年度 語学教育助成金募集要項

公益財団法人 ぐんま赤尾奨学財団

## 1. 語学教育助成金事業の趣旨

英語ディベート大会や英語スピーチ大会など、学生を対象とした語学に関する活動の企画・運営を含む語学教育分野において、国際社会に通用する人材の育成に積極的に取り組んでいる、群馬県内の高等学校、大学等の教育機関に助成金を支給し、群馬県の語学教育の振興に寄与することを目的とする

## 2. 応募資格

群馬県内の高等学校、大学等の教育機関において語学教育活動を実践している団体  
※ただし、上記団体の教職員または研究者・指導者が参加し、申請者となるものに限る

## 3. 2025年度助成について

### ◆助成期間

2026年4月1日～2027年3月31日

### ◆助成内容

語学能力の向上を目指す実践活動としての行事・大会等

※英語ディベート大会・英語スピーチコンテスト等の語学教育活動に積極的な取り組みが窺われる活動を対象とする  
(特定の事業者への業務委託方式の活動は対象としない)

### ◆助成額及び助成件数

1件につき50万円以内の助成金

助成件数 2件以内

## 4. 応募方法

語学教育助成金応募を希望する団体は、当財団メールアドレス【[info@gasf.or.jp](mailto:info@gasf.or.jp)】宛に「申請書請求」を行ってください。財団事務局より申請書をお送りいたします。

①申請書を簡易書留にて当財団に郵送

(Eメール等での応募、応募書類を直接持参することは不可)

②募集期間

2026年4月1日(水)～2026年4月24日(金)(当日消印有効)

③郵送先住所

〒373-0852 群馬県太田市新井町514番地14

公益財団法人 ぐんま赤尾奨学財団

語学教育助成金 係

## 5. 助成金の使途に関する注意

行事・大会の実施に必要な会場費・謝金・交通費・備品費・印刷費・消耗品費・通信費等  
※給与形態の入件費及び機器購入費用は助成の対象外とする

## 6. 助成を受ける際の注意

- ①原則として、申請時の計画内容と著しく異なる内容の変更は認めないものとする
- ②やむを得ない事情により計画内容に大幅な変更が生じる場合は、予め当財団に連絡する
- ※助成に関して再考の対象となる場合もある

## 7. 助成対象者の義務、および報告書の形式

### 提出物

実施報告書および会計報告書 <提出日 2027年 3月末日>

※実施報告書は、実践・活動記録等の詳細をまとめて提出すること

(論文体裁にする必要はない)

※会計報告書は、語学教育助成金の使途明細をまとめて提出すること

※報告書の著作権は当財団法人に帰属するものとし、当財団法人が発行する印刷物、ホームページへの掲載を前提とする。

## 8. 選考

当財団法人の選考委員会に於いて厳正公正に審査・選考し、その結果を 2026 年 6 月中旬に、申請者宛に通知する

※選考審査終了後の選考経緯・理由についての問合せには一切応じないものとする

## 9. お問合せ先

〒373-0852 群馬県太田市新井町 514 番地 14

公益財団法人 ぐんま赤尾奨学財団

電話 : 0276-60-3450

E-mail: [info@gasf.or.jp](mailto:info@gasf.or.jp)

<https://gasf.or.jp/>